

I.事業の概要

1. 事業の目的

生活困窮者自立相談支援事業(相談支援)は、生活保護に至るおそれのある生活困窮者に対し、早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援することを目的としている。

生活困窮者の早期発見・把握をし、包括的に相談に応じることのできる窓口として、生活困窮者の抱えている複合的な課題を適切に評価・分析(アセスメント)したうえ、その課題を踏まえた支援計画(以下「プラン」という。)を策定、プランに沿って自立に向けた支援を行う。

なお、経済的な問題のみならず、複合的な課題を抱えている方など、生活困窮者を広く受け止めることが必要となるため、関係機関との連絡調整や支援状況の確認なども継続的に行う。

2. 事業の実施体制

本事業を実施するにあたり、淀川区社会福祉協議会と社会福祉法人みなと奈の共同事業体により事業を実施した。

名称は「淀川区社協・みなと奈共同体」と称した。

① 相談窓口の設置場所

大阪市淀川区役所内 3階 生活自立相談窓口

大阪市淀川区十三東2丁目3-3 電話06-6195-7851

② 業務の運営体制

相談支援機関として、主任相談支援員兼家計相談支援員、相談支援員の2職種で合計2名以上の職員を配置した。相談支援員等の主な役割は以下のとおり。

(1) 主任相談支援員兼家計相談支援員

相談支援員を統括し、関係機関との連絡調整の役割を担う上で、地域福祉をはじめとする社会福祉全般に関して見識を有するとともに、管理者としての任務遂行能力を有する職員を常勤で1名以上配置した。主任相談支援員は、自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメントや他の支援員の指導・育成を行うとともに、自らも相談支援を行った。

また、ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業におけるコーディネーター及び総合就職サポート事業へつなぐ場合の窓口の役目を果たし、就労に結びついた後も必要に応じて支援した。

家計相談については、債務に関する法律相談の活用や、各種減免制度の適用など、継続的な関わりの中で家計改善を支援した。

(2) 相談支援員

自立相談支援事業を遂行するうえで、必要な知識及び実績のある職員を常勤換算で1名以上配置した。

相談支援員は、生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理やアウトリーチ(訪問支援等)を行った。

II. 事業の周知

1. 目的

生活困窮者自立相談支援事業では、多様な生活困窮者からの相談を排除することなく幅広く対応することが必要であるが、生活困窮者の多くは、その抱える課題が複合しているため、適切な相談窓口につながりにくい場合がある。

問題が長期化することにより解決が困難になること、生活困窮者のなかには自らSOSを発することができない方が多くいることを踏まえ、地域住民や関係機関に対して事業の周知活動を継続的に実施し、生活困窮者の早期発見・把握ができるネットワークづくりに努める。

2. 活動実績

地域住民への相談窓口周知のため、淀川区広報誌や区社協情報誌への掲載、庁舎内でのチラシ配布やエレベーター内広告を行う。また、地域民生委員への事業説明及びチラシ配布、地域包括支援センターや老人福祉センター、子育てプラザ等へのチラシ配布等も行った。区社協が主催する福祉大会、福祉のつどい等の催しの際にも、可能な限りチラシ配布を行い窓口周知を図った。

3. 周知効果

相談件数は前年度と比較すると144人の増加(約42%増)。地域住民の窓口認知度は徐々に高まってきている。様々な要因で生活困窮者に至った方、またその恐れのある方に対して、「相談しやすい窓口、相談して良かった」と思われるような窓口を目指して相談業務にあたった。淀川区社会福祉協議会や民生委員、地域包括支援センター等の協力も得て、周知効果は高まったと思われる。若者から高齢者まで幅広い年齢層の方々が相談に来られた。

Ⅲ. 事業実践報告

1. 自立相談支援事業について

①自立相談支援

(1)業務の目的

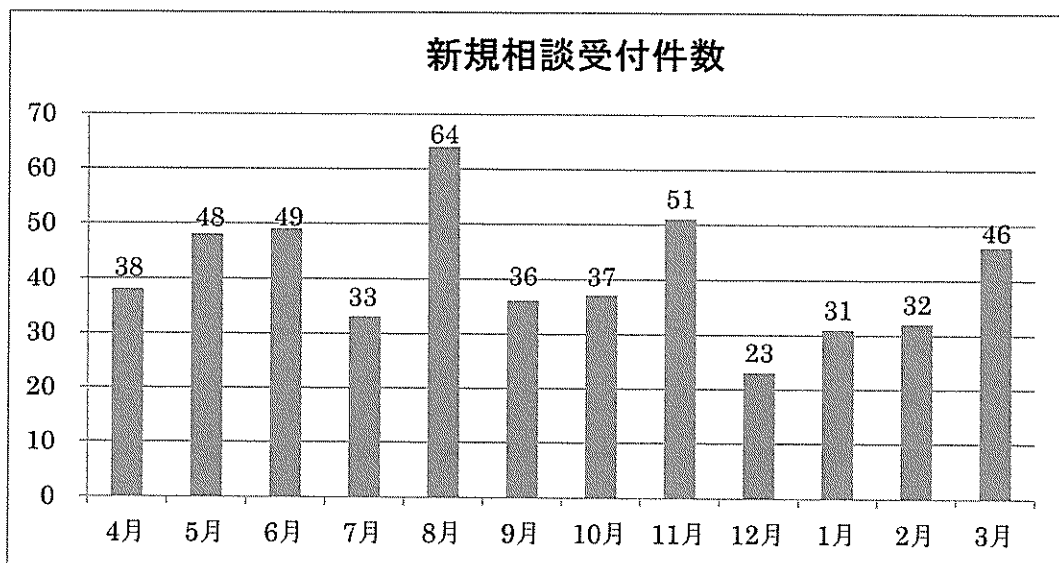
生活困窮者を早期に発見し、包括的に相談に応じる窓口として、生活困窮者が抱える課題を的確に把握することを目的に事業を行った。

相談内容によっては、相談窓口で継続して支援を行う場合や、他制度の相談窓口等へつなぐ場合があり、複合的な課題を有している場合など継続的に支援を行う場合は、その方の置かれている状況や本人の意思を確認した上でプランを策定した。また、必要な支援を総合調整し、それぞれの支援が始まった後も、それらの効果を評価・確認しながら、本人の自立までを包括的・継続的に支えていった。

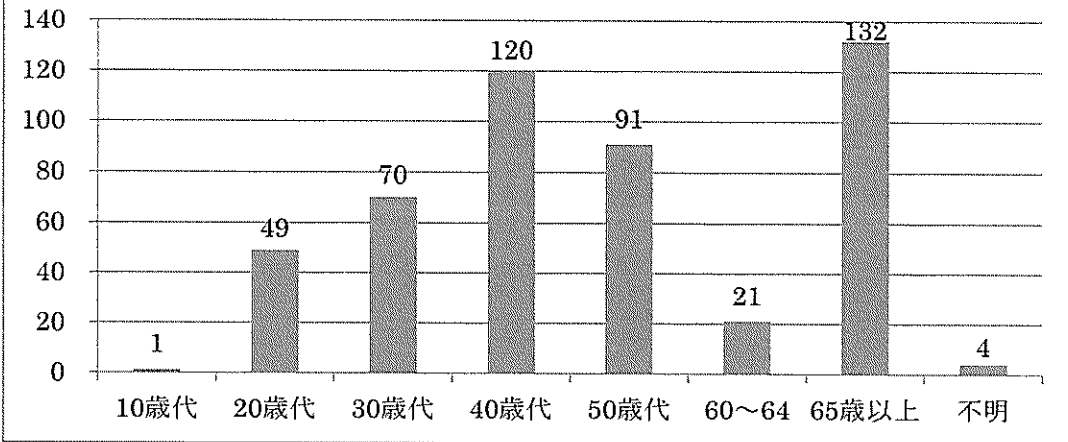
(2)業務実績

生活困窮者またはその恐れのある者に対し、家族や社会との関係等も含めた幅広い視点から課題を見出し、制度の狭間に陥ることのないよう支援方法を模索した。情報提供はもちろん、地域の社会資源活用を十分意識してアセスメント、プラン作成を行った。ハローワークと連携しての仕事探しや、債務整理、離婚、DV等の問題で弁護士や子育て担当者と連携した法律相談。区社協と連携しての貸付相談は、生活福祉資金や緊急小口資金によって相談者の生活再建を目指した。生活保護担当者とは生活保護申請や施設入所等の対応で支援を行った。

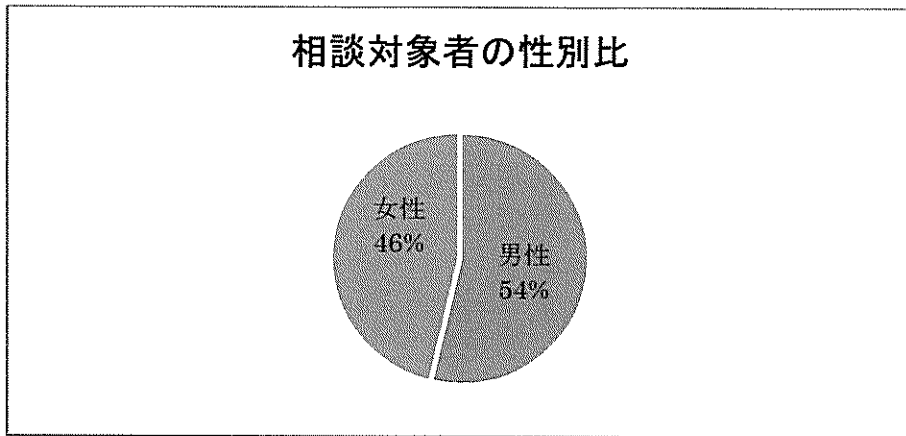
平成28年度の新規相談受付状況(488件)は以下の通りである。



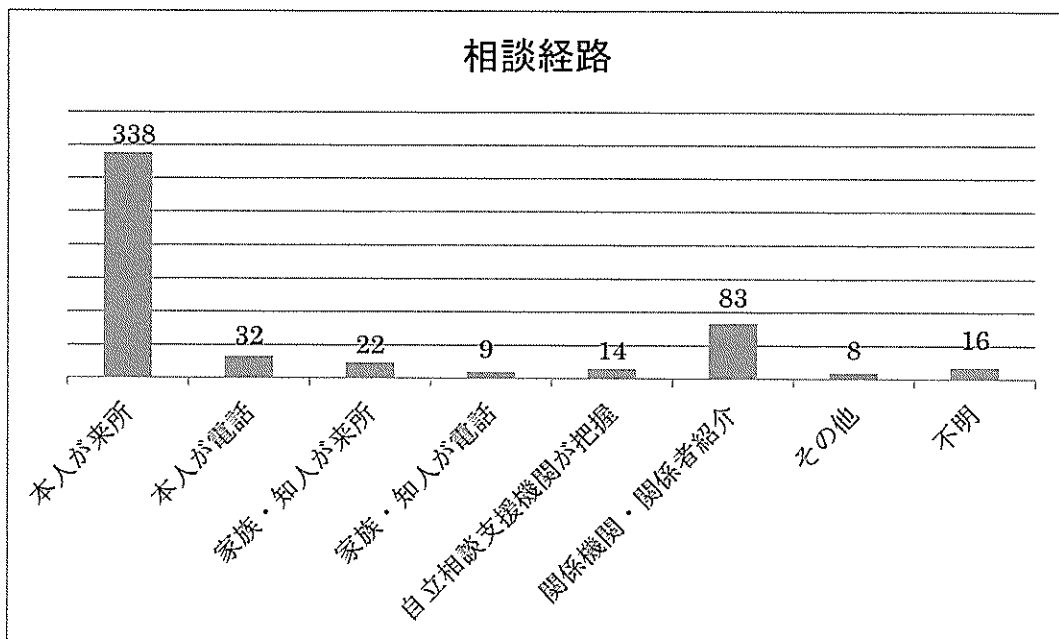
相談対象者の年齢分布



相談対象者の性別比



相談経路



②就労支援

(1)業務の目的

相談者の自立支援にあたっては、相談者の主体性を尊重し、就労実現させることを目標とする相談者への包括的な支援を実施する。生活困窮者の経済的な自立支援においては、就労支援につなぐことを基本とし、就労支援関係者との調整を図り総合的に判断する。相談者が望む自立した生活が送られるよう、役所内での支援調整会議、相談者と自立相談支援機関職員を含む関係機関とのケース会議を行う。

(2)業務実績

「生活保護受給者等就労自立促進事業」、「職業訓練」への促し等、就労を希望する相談者の状況やニーズをアセスメントした上で、適切な支援機関へと繋ぐ事を心掛けた。窓口相談に来られた方の就職決定者数は 103 名(昨年比約 20%増)。「生活保護受給者等就労自立促進事業」を利用する機会が多く、ハローワーク支援員の熱心な指導が大きかった。相談後、早期の就職を実現した方も多数おられ、経済的自立に向けてのきっかけとなった。「生活保護受給者等就労自立促進事業」を利用した方全てにハローワーク初回同行支援を行い、ハローワーク支援員と共にケース会議を実施、支援方針を決定した。

障害者手帳を所持している相談者の方には、希望や状況に応じて障害者雇用担当窓口へ繋ぎ、その中でも企業面接同行が必要な方には付き添い支援を行った。総合就職サポートは利用する機会に限られ、就労ファーストステップについては、相談する機会があったものの利用するには至らなかった。

③家計相談支援

(1)業務の目的

家計の視点から相談支援を実施することにより、経済的な問題の背景にある根源的な課題を相談者とともに理解すること。そこから見える課題を把握することで家計の再生に向けた具体的な方針を立て、自ら家計管理ができるようになることを支援する。

(2)業務実績

家計相談の支援決定は計 1 件であるが、多くの相談者に対して月間収支現況表に記入してもらう等、困窮に至った生活の背景を確認し、助言を行った。状況に応じて各種減免手続きや法律相談につなぐ等、それぞれの生活再建に向けた支援を行った。

2. 社会的に孤立した対象者の早期把握への取組

(1)業務の目的

生活困窮者の中には、必要な支援に自ら辿り着けずにいるケースが多くある。社会的孤立状態にあれば、社会的・公的サービスの利用が遅れ、貧困・生活困窮へと陥りやすくなる。社会的孤立状態にある生活困窮者が、適切に必要な社会資源を利用できるようにすることを目的に、生活困窮者の早期発見・把握に努める。

(2)業務実績

引きこもり青年について母親から相談があり、社協職員と家庭訪問を行い無事就労に至ったケースや、祖父母からの相談で就労支援や精神科受診に同行して日常生活自立のきっかけを作った方がいた。他には、民生委員からの相談で、お金を搾取されている独居老人を施設入所に導いた方。足が不自由で、離職後公共料金を払えず食糧も水だけになった方に対して、家庭訪問を行い、生活保護受給へと導いた方等もいた。家族や民生委員からの情報のほかにも、区社協、地域包括支援センターやハローワークコーディネーター等から繋がれてきた方に対して、生活相談や就労支援を行った。

3. 関係機関・地域の団体との連携

(1)業務の目的

相談者の自立支援については、相談者の主体性を尊重し、それぞれの状況に合わせて支援する必要がある。地域の関係機関との連携が必要になるケースも多く、支援の方向性をケース会議や支援調整会議等で共有する事が重要である。

庁内連携は勿論、社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生委員、弁護士、病院や福祉施設など、広範囲の社会資源との連携を行うことで、より適切な支援体制の構築を目的に活動する。

(2)業務実績

社会資源を活用する機会も多く、様々な関係機関と連携して相談者支援にあたった。主に社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生委員、弁護士、ハローワークとの関わりが多く、情報共有しながら相談者それぞれの課題に向き合った。ケース会議や支援調整会議を通して支援に必要な関係機関の模索なども行った。

4. 地域の社会資源の活用・開発について

(1) 業務の目的

生活困窮者の複合的な課題に対応するため、地域の社会資源を活用しながら、本人の自立に向けた支援を行っていくことが重要である。それぞれの社会資源が有する機能や役割に着目して、強みや弱みを補いながら支援を効果的に進めていかなければならない。社会資源は自立相談支援機関のみが活用するのではなく、本人が主体的かつ選択的に活用していくものでもある。そのため、本人が社会資源を上手く活用できるように社会資源の調整をしていく役割が求められる。地域に散らばる社会資源を把握し、地域を重層的にとらえ、どの区域単位(近隣、市町村、都道府県など)で整備していくのか、その運営や設置の主体はどこなのかを整理する必要がある。

(2) 業務実績

地域内では社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生委員、ハローワークとの連携を中心に行ったが、インフォーマルな団体への事業周知、活用、開発は十分とは言えないのが現状である。しかしながら、家族や親戚、友人、知人等からの相談によって、関係機関との連携を図り、支援したケースは多数あった。

最近増えつつある「こども食堂」への事業周知は行っているが、今のところ、生活困窮の相談として繋がれたケースはみられない。

今後も地域の社会資源への働きかけを続け、連携を深めていきたい。